

特記仕様書

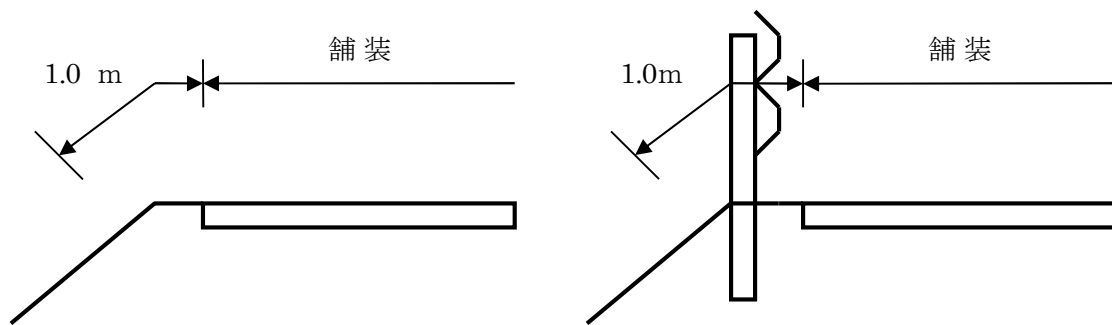
○ 作業時期について

1回目については、契約日から令和6年8月5日までの間に、2回目については令和6年10月3日から令和6年10月31日までの間に作業すること。ただし、草の伸びる状況により交通の支障となるような場合、または地元の要望があるなどの場合は市監督員の承諾を得て、上記の期間より変更して作業することができる。

○ 草刈りの範囲について

草刈りの範囲については下図を原則とする。

設計どおりでは不具合が生じた時や地元要望等があれば監督員と協議すること。協議せずに作業した場合、変更の対象とならないので注意すること。



○ 作業確認について

受託者は、受託期間中の作業について随時監督員の確認を受けるものとする。現場草刈り作業終了後には、速やかに監督員に連絡すること。刈り残しなどある場合には再度、作業を指示する。

なお、1回目の作業完了時に、1回目分の実施報告書、完成写真等を提出すること。

○ 安全対策関係について

本委託業務の実施に当たっては、必ず道路許可申請を行い、交通誘導員を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意し施行するものとする。施行計画書で詳細な計画を行い、事前に監督員の承諾を得た後に実施すること。

なお、交通誘導員としてのべ16人を見込んでいるが、道路許可申請における警察との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。交通誘導員の増減は変更対象とする。

○ 刈草の処分先について

- ・ 刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。

再資源化施設 タマタイ産業(株) 岡山市北区御津下田地内

運搬距離 片道 28.8km

- ・ 野焼きは絶対に行わないこと。
- ・ 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- ・ 持ち込む施設を事前に報告すること。
- ・ 刈草を搬入するときは、持ち込む施設に事前に確認すること。

※岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には、持ち込まないこと。

○ その他

草刈後は早急に後片づけを行うこととし、周辺の田畑、側溝等へ刈草を飛散させた場合は責任を持って処理すること。